# 事例8 JX日鉱日石エネルギー㈱及び三井丸紅液化ガス㈱による液化石油ガス事業 の統合

## 第1 本件の概要

本件は、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の元売事業を営むJX日鉱日石エネルギー株式会社(以下「JXエネルギー」という。)が、同社のLPガス事業(同社の子会社である株式会社ジャパンガスエナジーの当該事業を除く。)を分割し、同事業を営む三井丸紅液化ガス株式会社(以下「三井丸紅液化ガス」といる。)に吸収させた上で、三井丸紅液化ガスの議決権の50%超を取得するものである。関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条の2である。

## 第2 一定の取引分野

## 1 商品の概要等

LPガスは、プロパン、ブタン及びプロパンとブタンの混合ガスの総称である。 このうち、混合ガスは、タンクローリーで出荷する際に、プロパン及びブタンをタ ンクローリー内にそれぞれ充填することにより混合しており、出荷以前は、プロパン及びブタンは別々に生産、運搬、保管等されている。

日本国内で流通するプロパン及びブタンの75%は、産ガス国からの輸入品であり、その製法は、油田から原油を生産する際に随伴するガスを分離精製する方法又はガス田から天然ガスを採集する際に分離する方法である。残りの25%のほとんどについては、石油精製プロセスにおいて副生するガスから分離する方法により、日本国内で得られたものである。輸入品と国産品の間で製品差別化はされていない。プロパンの沸点は摂氏マイナス42.1度であるのに対し、ブタンの沸点は摂氏マイナス0.5度である。また、プロパンの1立方メートル当たりの発熱量は121、000キロジュールであるのに対し、ブタンの1立方メートル当たりの発熱量は121、000キロジュールであることから、同じ体積のガスを燃焼させた場合、ブタンの方がプロパンよりも大きい熱量を得ることができる。

用途は、プロパンが主に家庭用途、業務用途(レストラン等)、ブタンが主に工業用途(工場のボイラー燃料等)、都市ガス用途(都市ガスの原料)、自動車用途(LPガス自動車の燃料であり、プロパンとブタンの混合ガスである。)、電力用途(火力発電の燃料)、化学原料用途(石油化学基礎製品の原料)である。

プロパン及びブタンは、産ガス国から冷凍タンカーで輸送されて、1次基地で受け入れられ、1次基地からタンクローリー等によって需要者に供給されるほか、 高圧タンカーにより1次基地から2次基地に転送され、2次基地からタンクローリー等によって需要者に供給されることもある。

また、プロパンは、卸売業者を介して、小売業者がユーザーに販売することが

多く, ブタン(自動車用途を除く。)は, 工場, 都市ガス業者, 電力会社, 化学メーカー等のユーザーに元売業者が直接販売することが多い。

プロパン及びブタンの国内販売価格は、おおむね、サウジアラムコ社(本社サウジアラビア)が毎月公示する長期契約者向けFOB価格(注1)に基づく価格フォーミュラ(注2)により決定されている。

- (注1) FOB価格とは、売主が船積港で指定の船舶に物品を積み込むまでの一切の責任と費用を持つ価格をいう。サウジアラムコ社が毎月公示するプロパン及びブタンの長期契約者向けFOB価格のことを Contract price(以下「CP」という。)という。
- (注2)価格フォーミュラとは、プロパン及びブタンの販売価格を算出する公式である。 プロパン及びブタンの価格フォーミュラは、元売業者ごとに異なり、CP、輸入 費用、出荷基地(1次基地、2次基地をいう。以下同じ。)費用、石油石炭税な どが含まれている。

## 2 一定の取引分野の画定

# (1) 商品範囲

プロパンとブタンは、その組成、性能及び用途が異なっていること等に鑑みれば、プロパンとブタンとの間における需要の代替性の程度は低い。

また、元売業者等が利用する出荷基地の貯蔵タンクについて、プロパンとブタンの間で、液化温度、液化圧力等が異なっていることから、プロパン用タンクからブタン用タンク、ブタン用タンクからプロパン用タンクへの相互の切替えが容易でないため、プロパンとブタンとの間における供給の代替性の程度も低い。

したがって、「プロパン」と「ブタン」をそれぞれ商品範囲として画定した。

#### (2) 地理的範囲

卸売業者等は、タンクローリーによる輸送コストの制約から、おおむね地域ブロックごとにプロパン及びブタンを調達している。元売業者は、おおむねCPに基づく価格フォーミュラを採用しているものの、地域ブロックで営業体制を形成しており、当該フォーミュラの改定や元売価格の交渉において、地域ブロックごとの卸売価格市況、小売価格市況、需給バランスを勘案している者もいる。

したがって、プロパン及びブタンのそれぞれについて「地域ブロック」(注3) を地理的範囲として画定した。

(注3)地域ブロックは次のとおりである。

地域ブロック	都道府県名	地域ブロック	都道府県名
北海道	北海道	17 010	滋賀,京都,大阪,兵庫,奈
	青森、岩手、宮城、秋 東北 田、山形、福島	近畿	良, 和歌山
東北		中国	岡山, 広島, 山口, 鳥取, 島 根
	茨城, 栃木, 群馬, 埼	四国	徳島,香川,愛媛,高知
関東	玉,千葉,東京,神奈 川,山梨,長野,新潟, 静岡	九州	福岡,佐賀,長崎,熊本,大分, 宮崎, 鹿児島
中部	愛知,三重,岐阜,富 山,石川,福井	沖縄	沖縄

# 第3 本件行為が競争に与える影響

## 1 プロパン

# (1) 市場シェア

平成20年度におけるプロパン(元売)の市場規模(全国)は、約1203万トンである。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位、本件行為後のHHIの水準及び本件行為によるHHIの増分は、次のとおりとなる。

四国ブロックは、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当することから、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

なお、沖縄ブロックは、当事会社間で競合していない。

# 【地域ブロック別の市場の状況】

地域	合算	顺子	Н	ΗI
ブロック	市場シェア	順位	行為後	増分
北海道	70%	1位	5, 600	2, 400
東北	4 5 %	1位	3, 500	1, 000
関東	3 5 %	1位	1, 800	400
中部	3 5 %	1位	2, 300	600
近畿	30%	1位	2, 100	300
中国	4 5 %	1位	2, 700	200
九州	5 5 %	1位	3, 400	1, 100

# 【参考 日本全国の市場の状況】

|--|

		行為後	増分
40%	1 位	2, 100	600

# (2) 競争事業者の状況

#### ア 有力な競争事業者の存在

北海道ブロック及び東北ブロックを除く各地域ブロックについては、市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が複数存在する。

北海道ブロック及び東北ブロックについては,有力な競争事業者が1社存在する。

# イ 競争事業者の数

いずれの地域ブロックにおいても、競争事業者が複数存在する。

### ウ 競争事業者の出荷基地

東北,関東,中部,近畿,中国及び九州の各地域ブロックについては,複数の競争事業者が自社の出荷基地(自社又は自社のグループ会社が所有する出荷基地のほか,自社が他の事業者と出資する共同出資会社が保有する出荷基地,長期基地利用契約に基づき自社が使用できる出荷基地を含む。以下同じ。)を保有している。

北海道ブロックについては、競争事業者1社が自社の出荷基地を保有している。

## エ 競争事業者の供給余力

競争事業者の供給余力について、現在の供給体制となって以降、過去最大となった供給量から平成20年度の供給量を除いた数量を供給余力とみなして推計したところ、北海道ブロック及び九州ブロックを除く各地域ブロックについて、競争事業者が供給余力を有していると認められる。

# (3) 輸入

関東ブロックに所在する一部の大口需要者は、商社と輸入代行契約を締結し、 当該商社を通じて、プロパンを輸入している。近畿ブロックに所在する大口需要 者は、将来的にプロパンを輸入する可能性を有している。さらに、九州ブロック の一部の卸売業者は、高圧タンカーを用いて、韓国から自社が保有する2次基地 にプロパンを輸入している。

したがって、関東、近畿及び九州の各地域ブロックについて、輸入圧力が一定 程度存在すると認められる。

#### (4) 隣接市場からの競争圧力

#### ア 競合品

プロパンは、主に家庭用途、業務用途として使用されるところ、電気、都市 ガスなどが競合品である。

プロパンのユーザーである一般家庭等は、家庭用エネルギーとして、オール 電化住宅による電気や都市ガスを選択肢としているところ、住宅の建替え時な どにプロパンからオール電化住宅による電気に切り替える動きや、都市ガスの 導管の延伸に伴いプロパンから都市ガスに切り替える動きがあり、プロパンは、 他のエネルギーに転換されている傾向にある。

したがって、いずれの地域ブロックにおいても、競合品からの競争圧力が 一定程度存在すると認められる。

## イ 地理的に隣接する市場の状況

北海道ブロックを除く各地域ブロックについて、他の地域ブロックと隣接する県などの需要者は、隣接する地域ブロックの出荷基地からプロパンを調達することが可能である。

北海道ブロックは、本州と陸路でつながっていないので、隣接する地域ブロックの出荷基地からプロパンを調達することが困難である。

したがって、北海道ブロックを除く各地域ブロックについて、地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すると認められる。

### (5) 需要者からの競争圧力

プロパン小売市場において、家庭用及び業務用のプロパン需要に大きな伸びが期待できないにもかかわらず、日本国内で約24、000社の小売業者が存在しているところ、平成8年の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律改正後、6、000社以上が転廃業しており、激しい競争が行われていること、また、卸売業者は、取引先元売業者の調達先切替えが可能であること等に鑑みれば、いずれの地域ブロックにおいても、需要者からの競争圧力が一定程度存在すると認められる。

# (6) 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みると、各地域ブロックの独占禁止法上の評価は次のとおりとなる。

ア 関東、中部、近畿及び中国の各地域ブロック

関東、中部、近畿及び中国の各地域ブロックについては、有力な競争事業者

が複数存在すること、複数の競争事業者が自社の出荷基地を保有していること、 競争事業者が複数存在すること、競争事業者が供給余力を有すること、関東及 び近畿の各地域ブロックについては輸入圧力が一定程度存在すること、電気、 都市ガス等の競合品からの競争圧力が一定程度存在すること、地理的に隣接す る市場からの競争圧力が一定程度存在すること、需要者からの競争圧力が一定 程度存在することから、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と 他の競争事業者との協調的行動によって、関東、中部、近畿及び中国の各地域 ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

## イ 東北ブロック

東北ブロックについては、有力な競争事業者が1社存在し、当該競争事業者を含む複数の競争事業者が自社の出荷基地を保有していること、競争事業者が複数存在していること、競争事業者が供給余力を有すること、電気、都市ガス等の競合品からの競争圧力が一定程度存在すること、東北ブロックは競争事業者の出荷基地がある茨城県と隣接していることから地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すること、需要者からの競争圧力が一定程度存在することから、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、東北ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

### ウ 九州ブロック

九州ブロックについては、有力な競争事業者が2社存在し、当該競争事業者を含む複数の競争事業者が自社の出荷基地を保有していること、競争事業者が複数存在していること、2次基地を保有する卸売業者が韓国からプロパンを輸入するなど輸入圧力が他の地域ブロックに比べて強いと考えられること、電気、都市ガス等の競合品からの競争圧力が一定程度存在すること、九州ブロックは競争事業者の出荷基地がある山口県と隣接していることから地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すること、需要者からの競争圧力が一定程度存在することから、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、九州ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

# エ 北海道ブロック

## (7) 競争上の懸念

北海道ブロックについては、有力な競争事業者が1社存在し、競合品、 需要者からの競争圧力が一定程度存在するものの、本件行為により競争事 業者の数が実質的に1社となるとともに、競争事業者が供給余力を有していると確認できない。また、北海道ブロックは、本州と陸路でつながっていないので、需要者は、他の地域ブロックの出荷基地から調達することもできず、地理的に隣接する市場からの競争圧力も働いていない。したがって、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、北海道ブロックにおける競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断した。

## (4) 問題解消措置とその評価

前記(引の競争上の懸念を解消するため、当事会社から問題解消措置の申出があった。

#### a 内容

当事会社は、他の複数の元売業者と消費寄託契約(注4)を締結して、 当該元売業者が当事会社の利用する北海道ブロック内の出荷基地を利用 できるようにする。

(注4)消費寄託契約とは、元売業者が自らのプロパンを相手先元売業者の出 荷基地に実際に寄託して、当該基地からプロパンを出荷することを可能 とする元売業者間の契約である。元売業者間で消費寄託契約を締結する ことで、自社の出荷基地が無い地域でもプロパンを出荷できるようにな る。

# b 評価

本件問題解消措置により有効な競争事業者を新たに創出できるものと考えられる。

したがって、当事会社が申し出た問題解消措置が確実に履行された場合には、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

## 2 ブタン

# (1) 市場シェア

平成20年度におけるブタン元売業の市場規模(全国)は、約530万トンである。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位、本件行為後のHHIの 水準及び本件行為によるHHIの増分は、次のとおりとなる。 近畿、中国及び四国の各地域ブロックは、水平型企業結合のセーフハーバー 基準に該当することから、本件行為により、一定の取引分野における競争を実 質的に制限することとはならないと判断した。

なお、沖縄ブロックは、当事会社間で競合していない。

# 【地域ブロック別の市場の状況】

地域	合算	11年7六	нн	1 I
ブロック	市場シェア	順位	行為後	増分
北海道	35%	2位	5, 100	600
東北	65%	1位	4, 600	1, 600
関東	30%	1位	1, 900	500
中部	30%	1位	2, 300	300
九州	40%	1位	2, 900	600

### 【参考 日本全国の市場の状況】

合算市場シェア	順位	нні		
ロ昇川场ンエブ		行為後	増分	
30%	1 位	2, 000	400	

### (2) 競争事業者の状況

# ア 有力な競争事業者の存在

北海道ブロック及び東北ブロックを除く各地域ブロックには、市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が複数存在する。

北海道及び東北の各地域ブロックには、有力な競争事業者が1社存在する。

# イ 競争事業者の数

いずれの地域ブロックにおいても、競争事業者が複数存在する。

# ウ 競争事業者の出荷基地

関東,中部及び九州の各地域ブロックについては,複数の競争事業者が自社 の出荷基地を保有している。

北海道及び東北の各地域ブロックについては、競争事業者 1 社が自社の出荷 基地を保有している。

#### エ 競争事業者の供給余力

競争事業者の供給余力について、現在の供給体制となって以降、過去最大となった供給量から平成20年度の供給量を除いた数量を供給余力とみなして推計したところ、いずれの地域ブロックについても、競争事業者が供給余力を有していると認められる。

## (3) 輸入

関東及び九州の各地域ブロックの一部の大口需要者は、自ら又は商社と輸入代行契約を締結し、当該商社を通じて、ブタンを輸入している

したがって、関東及び九州の各地域ブロックについて、輸入圧力は一定程度存在すると認められる。

# (4) 参入

北海道ブロックについて、他の地域ブロックで元売業を営む事業者が一定規模で参入する計画を有していることから、北海道ブロックにおいて、参入圧力が 一定程度存在すると認められる。

# (5) 隣接市場からの競争圧力

#### ア 競合品

ブタンは、主に工業用途、都市ガス用途、自動車用途、化学原料用途として使用されているところ、用途ごとの主な競合品は、工業用途が天然ガス、都市ガス用途が天然ガス、自動車用途がハイブリッド自動車等によるガソリン及び電気、化学原料用途がナフサである。

いずれの用途においても、ブタンは、他のエネルギーに置き換えられる傾向があるか、相互に代替的に使用されている。

したがって、いずれの地域ブロックにおいても、競合品からの競争圧力が 存在すると認められる。

#### イ 地理的に隣接する市場の状況

北海道ブロックを除く各地域ブロックについて,他の地域ブロックと隣接する県などの需要者は,隣接する地域ブロックの出荷基地から調達することが可能である。

北海道ブロックは、本州と陸路でつながっていないので、隣接する地域ブロックの出荷基地からブタンを調達することが困難である。

したがって、北海道ブロックを除く各地域ブロックについて、地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すると認められる。

# (6) 需要者からの競争圧力

後記ア及びイの理由から、いずれの地域ブロックにおいても、需要者からの競争圧力が存在すると認められる。

## ア 需要者の競争状況

ブタンは、主に工場や都市ガス業者のような大口需要者に供給されているところ、これらの事業者は、複数の卸売業者等から調達したり、入札を実施してブタンを調達するなど、調達価格次第で取引する卸売業者等を切り替えているほか、元売業者から直接調達する割合もプロパンに比べてかなり高い。

また、プロパンがシリンダーに小分けされて一般家庭等に供給されているのに対し、ブタンは、タンクローリーで大量に一つの需要者に供給されるため、プロパンに比べ、卸売業者のマージンが小さいことから、卸売業者等は、販売先を確保するために激しい競争を行っており、当事会社からできるだけ低い価格でブタンを購入しようとしている。

# イ 取引先変更の容易性

元売業者からブタンを調達する需要者は、複数の元売業者からブタンを調達しており、また、需要者がタンクローリーを手配して、自らが元売業者の 出荷基地に赴き、ブタンを調達することも多い。このような状況にあるため、 需要者は、調達先の切替えが容易となっている

# (7) 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みると、各地域ブロックの独占禁止法上の評価は次のとおりとなる。

#### ア 関東及び中部の各地域ブロック

関東及び中部の各地域ブロックについては、有力な競争事業者が複数存在すること、複数の競争事業者が自社の出荷基地を保有していること、競争事業者が複数存在すること、競争事業者が供給余力を有していること、関東ブロックについて輸入圧力が一定程度存在すること、都市ガス等の競合品からの競争圧力が存在すること、地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すること、需要者からの競争圧力が存在することから、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、関東及び

中部の各地域ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと 判断した。

# イ 北海道ブロック

北海道ブロックについては、有力な競争事業者が1社存在し、同社が自社の出荷基地を保有していること、競争事業者が複数存在すること、競争事業者が供給余力を有していること、他の地域ブロックで元売業を営む事業者が参入を計画していることから参入圧力が一定程度存在すること、都市ガス等の競合品からの競争圧力が存在すること、需要者からの競争圧力が存在することから、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、北海道ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

#### ウ 九州ブロック

九州ブロックについては、有力な競争事業者が2社存在し、当該競争事業者を含む複数の競争事業者が自社の出荷基地を保有していること、競争事業者が供給余力を有していること、九州ブロックではユーザーによる輸入が行われていることなど、輸入圧力が他の地域ブロックよりも強いと考えられること、都市ガス等の競合品からの競争圧力が存在すること、九州ブロックは競争事業者の出荷基地がある山口県と隣接していることから地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すること、需要者からの競争圧力が存在することから、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、九州ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

## エ 東北ブロック

#### (7) 競争上の懸念

東北ブロックについては、有力な競争事業者が1社存在し、同社が自社の 出荷基地を保有していること、競争事業者が複数存在すること、競争事業者 が供給余力を有していること、都市ガス等の競合品からの競争圧力が存在す ること、東北ブロックは競争事業者の出荷基地がある茨城県と隣接している ことから地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度存在すること、需 要者からの競争圧力が存在することといった考慮事項が認められるものの、 仮に本件行為後に当事会社が競争事業者とのバーター取引(注5)を解除し た場合、当事会社とバーター取引をする競争事業者の市場シェアが減少し、 当事会社の市場シェアが更に高まるとともに、当事会社と有力な競争事業者 で市場をほぼ複占することとなる。したがって、当事会社が仮にバーター取引を継続しなければ、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、東北ブロックにおける競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断した。

(注5) バーター取引とは、相互の出荷基地からブタンを供給し合う等量等価を 原則とする売買取引をいう。元売業者間でバーター取引を行うことで、自 社の出荷基地がない地域でもブタンを出荷することができるようになる。

### (4) 問題解消措置とその評価

前記⑦の競争上の懸念を解消するため、当事会社から問題解消措置の申出があった。

### a 内容

当事会社は、現在、当事会社が保有する東北ブロックの出荷基地からバーター取引によりブタンの供給を受けている他の元売業者(以下「取引相手方」という。)から要請があれば、引き続き、取引相手方のブタンに係るバーター取引の現状を維持する。

#### b 評価

本件問題解消措置により、当事会社の東北ブロックにおけるブタンに係るバーター取引の現状が維持されることとなり、競争事業者の供給体制が維持されることとなる。

したがって、当事会社が申し出た問題解消措置が確実に履行された場合には、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、東北ブロックにおける競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

#### 第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。